

平成20年度(平成19年分)

所得税・市県民税 申告のしおり

期間内にもれなく申告を
お願いします

申告をしなければ
ならない人

- 所得税の主な改正点
 1. 所得税の税率改正 (4段階→6段階)
 2. 定率減税の廃止
※平成18年分は10%
(限度額12万5千円)
 3. 損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました
 4. 減価償却資産に係る計算方法の改正

申告期間
2月18日(月)～
3月17日(月)
(土曜・日曜を除く)

問い合わせ先
菊池市役所税務課
☎(25) 7206 (直通)
七城総合支所税務係
☎(25) 1000 (内線115)
旭志総合支所税務係
☎(37) 3111 (内線141)
泗水総合支所税務係
☎(38) 2294 (直通)

4ページに「申告受付会場」の一覧表を掲載しています

●2月18日(月)～3月17日(月)の間、給与の支払いを受けた人
●営業、農業、その他事業、不動産、配当などの所得があった人
●大工、左官などの賃金、内職の手間賃などの所得があった人
●年金や恩給などを受けた人
●不動産や株式の譲渡があった人

申告をしなくてもよい人

●勤務先から給与支払報告書が菊池市に提出され、他に所得のない人
●税務署に所得税の確定申告をする人
●65才以上(昭和18年1月1日以前に生まれた人)の国民年金などの公的年金のみを受給者で、かつ、その支給額が148万円以下の人

●申告時には「収支内訳書」を必ず記入してお持ちください。未作成の人は、作成終了後に受付を行います。農業所得の人については、農業収支内訳書を市役所または税務署から送付しています。販売(出荷)伝票や必要経費の領収書などを確認しますので、項目ごとに整理しておこしください。ご協力をお願いします。

所得のなかった人も
必ず申告してください

●前年中に病气や失業などで所得のなかった人、遺族年金や障

事業所得を申告する人
●事業所得(営業、農業など)の人については減価償却制度が改正されたことにより、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、定額法・定率法の償却率が新たに定められました。また、償却可能限度額(取得価格の95%相当額)及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点において1円まで償却することがあります。平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで達している場合、残存価額を平成20年分申告以降5年間で1円まで均等償却することができます。

所得税(国税)の申告とともに、市県民税(住民税)の申告をしていただく時期になりました。所得税の申告が必要ない人でも、市県民税の申告はしていただくこととなりますので、申告期間内にもれなく申告してください。
申告は市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるもので、未申告の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなくなり、各種証明書(所得証明書など)の発行ができない場合があります。

平成20年1月1日現在、菊池市に住んでいた人で前年中に次の所得があった人は、申告が必要です。
●給与所得者で次に該当する人
●中途退職などにより、年末調整ができていない人
●給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった人
●医療費控除、寄付金控除などを受ける人
●菊池市に給与支払報告書が提出されていない人(提出の有無は勤務先におたずねください)

●控除もれはありませんか

次に該当する人が年末調整で控除を受けていないときは、確定申告をすることで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金の還付を受けることができます。

- 寡婦(夫)控除、障害者控除、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる人
- 平成19年の中途退職した人

●要介護者の障害者控除について

介護保険制度で要介護に認定された65歳以上の人は、基準に応じて障害者控除または特別障害者控除が受けられます。

申告の際には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、事前に市役所生きがい推進課または各総合支所民生課から認定書の交付を受けてください。

平成17年1月1日時点で 65歳以上であった皆さんへ

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

年度	経過措置	課税率
平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	◆経過措置の廃止	全額負担

第2回 菊池市公売会を開催します!

市税・国保税などの徴収のために、差押えた食器・日用品類、家電製品などを、次のとおり公売します。購入を希望する人は、この機会に是非ご参加ください。
と き 2月10日(日) 午前10時から(開場は午前9時)
と ころ 七城総合支所横「七城公民館」
公売物件 食器・日用品類、家電製品、その他
公売方法 入札による
当日必要なもの 本人が確認できるもの(免許証、保険証など)など
※詳細は、2/1回覧板の「公売会チラシ」を参照ください。
問い合わせ先 菊池市役所税務課徴税係 ☎(25) 7208

●申告に必要なもの

所得額から差し引く(控除する)ものがあれば、必ず証明書などをお持ちください。

- 印かん(認印)
- 収入(所得)を証明できる資料
 - 源泉徴収票(公的年金含む)、支払い証明書
 - 不動産などの売買(譲渡所得)のあった人は、契約書、取用証明書など
 - 農業所得や事業所得、不動産所得のある人は、収支内訳書、帳簿類(明細書など)
- 各種領収書または証明書
 - 医療費、生命保険料、地震保険料、社会保険料(国民健康保険税や国民年金など)、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など。
- 所得税の還付を受ける人、口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん

**軽自動車の
廃車・変更・移転手続きは
お済みですか?**

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車(50ccなどのバイク・トラクター等農耕用作業用車も含む)に、その年の軽自動車税が課税されます。

今、車両が無く使用していません、軽自動車税を課税していただく必要はありません。また、住所が変わった場合は変更登録の手続きを、自動車

の所有者の名義が変わった場合は、移転登録の手続きを、15日以内にしよう法律(道路運送車両法)で義務づけられています。これを怠ると罰金が課せられることもあります。

- 問い合わせ先
- 軽一輪・軽二輪・軽四輪車
熊本県軽自動車協会
☎096(369)7920
- 自動二輪車
九州運輸局熊本運輸支局
☎050(5540)2086
- 50cc～125ccバイク・農作業用車・ミニカー
菊池市役所税務課・各総合支所税務係

2月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

●国民健康保険税 第8期

※口座振替を利用している人は、2月25日(月)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。